

第1章

喫煙・裸火使用・危険物品持込み
禁止の規制概要

第1節 喫煙・裸火使用・危険物品持込み禁止の規制

劇場、百貨店、展示場などでは、喫煙、裸火の使用、ガソリンなどの危険物品の持込みが条例第23条で禁止されています。

劇場や百貨店など大勢の人で混雑する場所で火災が起きると、多数の死傷者が発生し、大きな被害が出ることは、過去の火災事例からも明らかです。このことから、条例第23条第1項により、火災を予防することを目的として、主に大勢の人が出入りする場所における「喫煙」、「裸火使用」、「危険物品持込み」の各行為を禁止しています。これらの行為を「禁止行為」といいます。

しかし、これらの行為を全面的に禁止してしまうと、文化、経済活動や社会生活に支障をきたすおそれがあるため、消防署長が火災予防上支障がないと認めたときに限り、例外としてこれらの行為を必要最小限の範囲内で行うことができます。

これを禁止行為の「解除承認」といいます。解除承認には事前の申請が必要となります。

また、これらの場所は、建物の関係者だけでなく、大勢の人が出入りするため、その人たちにも「禁煙」、「火気厳禁」、「危険物品持込み厳禁」について知ってもらい、それらを守ってもらわなくてはならないことから、標識を設置したり、顧客に禁煙を呼びかけることや、禁止行為を制するなど建物関係者の義務についても条例第23条で定められています。

第2節 喫煙・裸火使用・危険物品持込みが禁止される場所

「喫煙」、「裸火使用」、「危険物品持込み」の各行為は、大勢の人が出入りする建物や施設の全てで禁止されているわけではなく、火災が発生した場合に多数の人命に危険が及ぶと思われる場所について、条例第23条及び施行規程第8条で禁止される場所が指定されています。これらの禁止される場所を「指定場所」といいます。

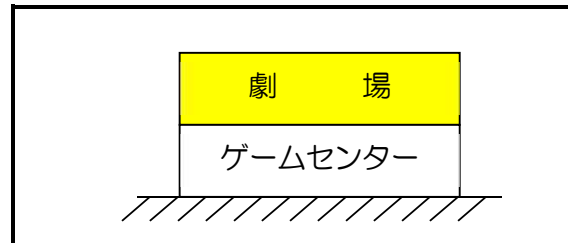
指定場所

- 1 劇場、映画館又は演芸場の舞台及び客席
- 2 観覧場の舞台及び客席（喫煙にあつては、屋外の客席及び全ての床が不燃材料で造られた屋内の客席を除く。）
- 3 公会堂又は集会場の舞台及び客席（喫煙にあつては、喫煙設備のある客席を除く。）
- 4 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（1～3の場所を除く。）の公衆の出入りする部分
- 5 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店の舞台
- 6 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（床面積の合計が1,500平方メートル以上のものに限る。）の売場及び通常客の出入りする部分（喫煙にあつては、食堂部分で喫煙設備のある場所を除く。）
- 7 屋内展示場で公衆の出入りする部分（喫煙にあつては、食堂部分で喫煙設備のある場所を除く。）
- 8 旅館、ホテル、宿泊所又は公衆浴場の舞台
- 9 高さ100メートル以上の建築物で公衆の通行の用に供する部分
- 10 車両の停車場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）で公衆の出入りする部分

禁止される用途の捉え方

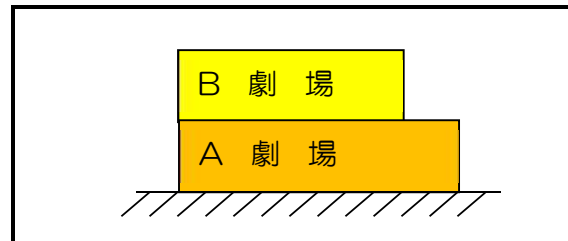
- 1 一つの建物に様々な用途が混在している場合は、指定場所の用途に該当する部分のみが禁止される用途となります。

例：「劇場」部分のみが禁止される用途となります。



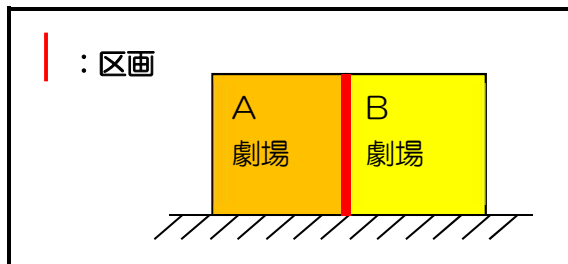
- 2 一つの建物に劇場や映画館などが複数ある場合には、それぞれの部分が禁止される用途となります。

例：「A劇場」「B劇場」がそれぞれ禁止される用途となります。



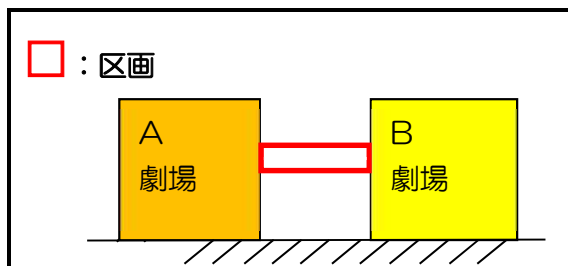
- 3 一つの建物に政令第8条第1号に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合は、それぞれの部分が別の禁止される用途の場所となります。

例：「A劇場」と「B劇場」は別の禁止される用途の場所となります。



- 4 一つの建物に政令第8条第2号に規定する防火上有効な措置が講じられた床、壁その他の建築物の部分又は防火戸で区画されている場合（渡り廊下などの部分の措置をいう。）は、それぞれの部分が別の禁止される用途の場所となります。

例：「A劇場」と「B劇場」は別の禁止される用途の場所となります。

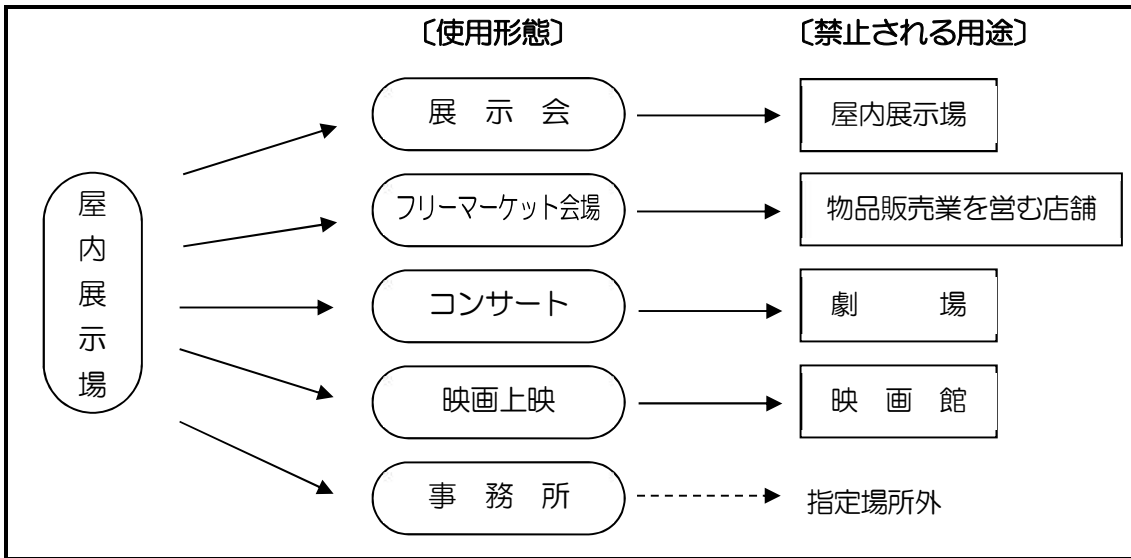


5 常設のものばかりではなく、展示場を一時的に劇場として使用するなどその使用形態に応じて、禁止される用途となります。

例：1

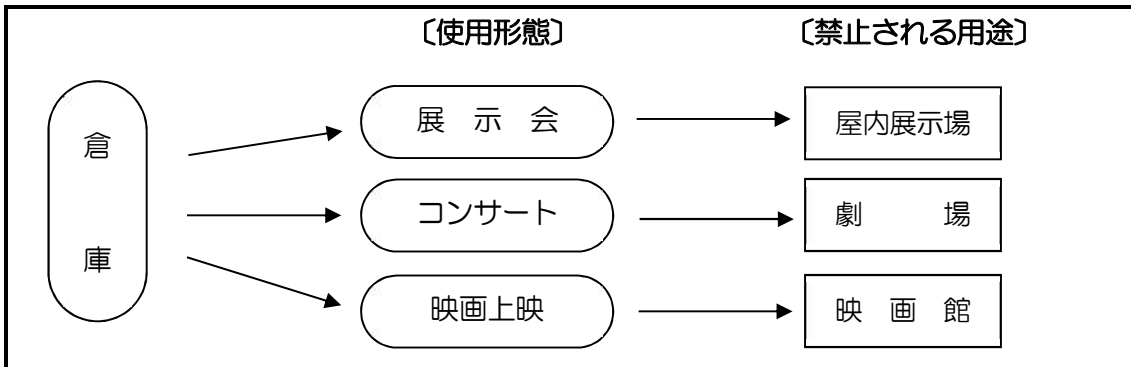
屋内展示場で一時的に演劇やコンサートを行う場合には、禁止される用途の「劇場」としてとらえます。

また、「事務所」や「倉庫」などに使用する場合は、禁止される用途にはなりません。



例：2

倉庫で一時的に展示会を行う場合は、禁止される用途の「屋内展示場」として捉えます。



第3節 禁止される行為

1 喫煙

「喫煙」とは、マッチ、ライターなどで点火し、喫煙する一連の行為をいいます。
 (加熱式たばこによるものも喫煙として取り扱います。ただし、電子たばこは喫煙として取り扱いません。)

加熱式たばこ たばこの葉を使用するが、燃焼させずに、加熱等によって発生する蒸気を吸引するもの

電子たばこ たばこの葉を使用せず、装置内又は専用カートリッジ内の液体を電気加熱し、発生する蒸気を吸引するもの

2 裸火使用

「裸火」とは、「炎、火花を発生するもの」又は「赤熱して見える発熱部が外部に露出した状態で使用するもの」若しくは「外部に露出した発熱部で、可燃物が触れた場合瞬時に着火するおそれのあるもの」をいいます。

火気使用設備器具のうち裸火に該当するかどうかは次の表により判断します。

熱源	裸火に該当するもの	裸火に該当しないもの
気体燃料 (都市ガス、液化ガスなど)	右欄のようなものを除くすべてのもの	直接屋外から空気を取り入れ、かつ、排ガスその他の生成物を直接屋外に排出する密閉式燃焼設備器具（FF型等）
液体燃料 (灯油、重油など)		
固体燃料 (石炭、練炭、豆炭、木炭など)		
電 気	① 赤熱して見える発熱部が露出しているもの ② 外部に露出した発熱部で、可燃物が触れた場合、瞬時に着火のおそれがあるもの（発熱部の表面温度が摂氏400度以上のもの）	発熱部がカバーなどで覆われており、着火危険がないもの（トースター、ヘアドライヤーなど）

※ 火取省令第1条の5各号に掲げるがん具煙火のうち、クリスマスクラッカー又は平玉、巻玉等を消費する行為については、裸火の使用に含みません。

3 危険物品

危険物品とは、次のようなものをいいます。(規則第10条)

危険物品	例示
危険物 *法別表第1に掲げるもの	ガソリン、灯油、シンナー、エンジンオイル、除光液、消毒用アルコールなど
可燃性固体類 *条例別表第7、備考6に規定するもの	パラフィン(ろう)など
可燃性液体類 *条例別表第7、備考8に規定するもの	動植物油等(サラダ油、オリーブオイル、ラードなど)
可燃性ガス *高圧省令第2条第1項第1号に掲げるもの	液化石油ガス(LPGボンベ、カセットボンベ、エアゾール製品など)、水素ガス
火薬類 *火取法第2条第1項に掲げるもの	特殊効果用の煙火、がん具煙火など

危険物品持込み行為から除外される危険物品

危険物品に該当する物品であっても常時携帯する軽易なもの及び次に掲げるものは、必要最小限の範囲に限り、危険物品持込み行為から除外されます。

- ① 百貨店等の売場において商品として陳列販売する危険物品
- ② 屋内展示場で展示のみで実演等を伴わない容器に密閉された危険物品
- ③ 展示のみで稼働を伴わない車両のタンク内の燃料や潤滑油など
- ④ 工作機械等に密閉状態で内蔵されている潤滑油など
- ⑤ 演出の為に持ち込むクリスマスクラッカーや平玉、巻玉など
※火取省令第1条の5第1号へに掲げるがん具用煙火
- ⑥ フライパンや鉄板にひく油など(揚げ物などで動植物油を煮沸して使用する場合を除く)の調理に使用している動植物油
- ⑦ 解除承認に係る危険物品を密栓された容器で一時的に搬入する行為
- ⑧ 日常の清掃用に使用しているクリーナーなどの危険物品
- ⑨ 日常の衛生管理用に手指消毒用アルコール等の危険物品を使用する行為
- ⑩ キャバレー、バー、ナイトクラブ、ダンスホール、飲食店、その他百貨店、高層建築物等の指定場所の範囲に存する飲食の用に供する部分において、従業員の監視のもと、キャンドルなどの可燃性固体類又は料理用固形燃料を使用するために持ち込む行為

そのほか、具体的な内容については、第2章「用途ごとの規制」で説明します。

4 禁止される行為と場所

禁止される行為は、指定場所ごとに決められています。

指定場所の用途と禁止行為は、次のとおりです。

指定場所		禁止行為		
		喫煙	裸火使用	危険物品 持ち込み
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	舞台	×	×	×
	客席	×	×	×
	公衆の出入りする部分	/	/	×
旅館、ホテル、宿泊所、公衆浴場	舞台	×	×	×
キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、飲食店	舞台	×	×	×
百貨店、マーケット その他の物品販売業 を営む店舗	売場	×	×	×
	通常客の出入りする部分	×	×	×
屋内展示場	公衆の出入りする部分	×	×	×
高さ100メートル以上の建築物	公衆の通行の用に供する部分	×	×	×
車両の停車場	公衆の出入りする部分	/	/	×

※ 指定場所の「×」が禁止行為となります。斜線は指定場所に該当しません。

第4節 禁止行為の解除承認

1 喫煙、裸火使用、危険物品持込みの解除承認ができる範囲

指定場所では、「喫煙」、「裸火使用」、「危険物品持込み」の各行為が禁止されています。

しかし、劇場で演出効果のために「お芝居の中でローソクの火を使いたい」、百貨店の加工場などで「作りたての惣菜を売るためにガスコンロ等を使いたい」などの場合があります。

このため、一定の基準を満たしており、火災予防上及び人命安全上の支障がないと認められた場合であって、その必要最小限の範囲で、これらの行為を行うことができます。

そのためには、消防署長に申請し、一定の基準（解除基準）に適合していると認められ、解除承認を受ける必要があります。

解除基準

- ◇ 行う行為に代替方法がなく、社会通念上必要であること。
- ◇ 火災予防上及び人命安全上の支障がないこと。
- ◇ 行おうとする行為が必要最小限の範囲であること。
- ◇ 消防法令又は防火に関するその他の法令に適合していること。
- ◇ 承認要件区分に定める承認可能に該当するものであること。
- ◇ 審査基準に適合していること。
- ◇ 行う行為、機器等は、資料、実験等により明確な特性、性能及び安全性が確認できるものであること。
- ◇ 行う行為、機器等の位置、構造等が、関係法令に定める保安基準に適合していること。

2 承認要件区分

指定場所		禁止行為		
		喫煙	裸火使用	危険物品 持込み
劇場、映画館、演芸場、観 覧場、公会堂、集会場	舞台	○	○	○
	客席	×	○	○
	公衆の出入りする 部分	/	/	○
旅館、ホテル、宿泊所、公 衆浴場	舞台	○	○	○
キャバレー、ナイトクラ ブ、ダンスホール、飲食店	舞台	○	○	○
百貨店、マーケットその他 の物品販売業を営む店舗	売場	×	○	○
	通常客の出入りする 部分	×	○	○
屋内展示場	公衆の出入りする 部分	×	○	○
高さ100メートル以上の 建築物	公衆の通行の用に 供する部分	×	×	×
車両の停車場	公衆の出入りする 部分	/	/	○

備考 「○」は承認可能、「×」は承認不可能、斜線は指定場所に該当しないことを示す。

3 申請手続

事前相談

計画、立案する中で、禁止される行為が発生すると考えられる場合には、事前に消防署に確認します。

- ① 行為を行おうとする場所が、禁止される場所となるか。
- ② 行おうとする行為が、禁止される行為となるか。
- ③ 解除承認が受けられる範囲内の行為か。
- ④ 解除承認を受けるときの解除基準は何か。

行為の内容により、行おうとする場所に防火区画が必要な場合や、出入口や階段等との距離が必要となる場合など、様々な条件があります。



申請手続

申請書及び必要書類を作成し、禁止される行為を行おうとする場所を管轄する消防署に7日前までに申請します。



審査

審査は、申請された行為の内容について、行われる行為が審査基準に適合しているか、行為を行う場所の状況、建物構造、消防用設備等の設置状況などから解除承認が可能な行為か確認します。



解除承認

審査の結果、解除基準に適合していると認められる場合には、禁止行為の解除が承認され、禁止行為解除承認証が交付されます。

この承認証は、解除承認期間中、その行為を行う場所の見やすい位置に掲出しておく必要があります。



解除承認の取消し

解除承認期間中であっても、解除承認の基準を遵守していない場合など火災予防上支障がある場合は、解除承認を取り消されることがあります。

4 申請要領

指定場所で禁止行為を行う場合には、管轄する消防署に事前相談し、解除承認を申請する必要があります。

申請書は必要書類を添付し、3日前までに提出します。

提出書類

- ① 指定場所における行為承認申請書
 - ② 当該行為を行おうとする場所の詳細図
 - ③ 当該行為を行おうとする場所付近の概要図
 - ④ その他当該行為内容に関する資料等
- ※ 第7節の申請に必要な書類で確認してください。

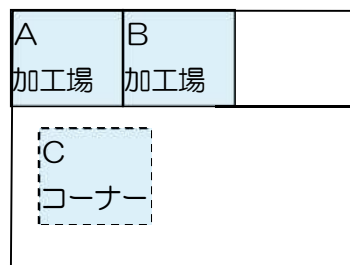
(1) 提出書類は、正本、副本の各1部ずつ提出してください。

(2) 申請者は、指定場所の所有者、占有者、管理者、催事等の主催者等で、禁止行為に関する権限と責任を有する人としてします。

申請は指定場所ごとに行い、承認期間は行為を行うのに必要な期間とします。複数の行為が同じ期間に行われる場合には、それらを一括して行うことができます。

恒常的に解除承認が必要な行為については、継続した解除承認を受けることが可能です。この場合は、禁止行為を行う場所ごとに個別に申請します。

例



※ A～Cの場所で次の例のような行為を行なう場合には、A～Cの部分ごとに申請を行ないます。

承認が継続される恒常的な承認の例

[恒常的に火気使用設備器具を使用する場合]

百貨店の食料品売場の加工場などで、各種厨房機器（ガスコンロ、ガスフライヤー、グリラーなど）を使用する場合

[恒常的に危険物を持ち込む場合]

- ① 百貨店の食料品の加工場で、動植物油を持ち込みフライヤーで揚げ物を行なう場合
- ② 百貨店の靴などのリペアショップで、危険物に該当する接着剤を持ち込み、修理を行う場合
- ③ 百貨店内の売場の一部にネイルエステスペースを設け、除光液などの危険物を持ち込み使用する場合

check !

解除承認の内容に変更が生じるときは、解除承認された行為ではなくなるため、その行為を行うことができません。

改めて申請をして解除承認を受ける必要があります。

※法人、団体等の申請で、その代表者に変更があった場合は、そのほかの承認内容に変更がなければ、解除承認の内容変更となりませんので、改めて申請する必要はありません。

劇場、屋内展示場等のように、施設の管理者と主催者などが異なる場合は、事前に双方で十分内容を検討したうえで申請を行ってください。

- ① 特殊なイベントや大規模なイベントを行なう場合には、早めに消防署に相談します。
- ② 平面図には、行為を行う位置、行う人の動き、周囲の可燃物からの距離などを具体的に記入します。

5 審査

解除承認の申請後は、消防署で申請された内容、その行為を行う場所の状況等について、「審査基準」に基づき火災予防上の支障がないかどうか審査を行います。審査は、書類審査、現地検査等により行われます。

(1) 審査基準

審査基準は、禁止されている用途ごとに、解除承認が受けられる範囲（設備、器具の種別、数量など）、実施する位置、実施にあたって必要な措置などが定められています。

指定場所ごとの審査基準は、第2章「用途ごとの規制」で説明します。

(2) 承認単位

審査基準を適用する範囲（承認単位）は、次の例のように所定の部分ごとに適用されます。

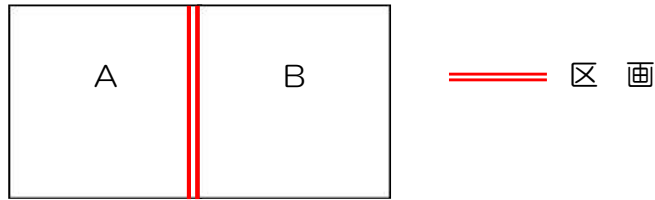
- ① 原則として、指定場所ごとをそれぞれ一の承認単位とします。

A 展示場
B 映画館
C 劇場

A、B、Cがそれぞれ指定場所なので、それぞれが承認単位となります。

2 所定の区画がなされている部分

例



建基政令第112条第1項の規定により区画された場所がある場合は、それぞれの区画ごとを一の承認単位として、審査基準が適用されます。

6 審査結果の通知

解除承認の審査結果は、次のように通知されます。

(1) 承認された場合

解除承認に係る場所、期間、条件等が記された禁止行為解除承認証を交付します。

併せて指定場所における行為承認申請書の副本を返却します。

交付された承認証は、承認を受けた場所の見やすい位置に常に掲出してください。

(2) 承認されなかった場合

不承認理由が記された不承認通知書を交付します。併せて指定場所における行為承認申請書の副本を返却します。

7 遵守事項

解除承認された行為を行なう際には、次の事項を遵守しなければなりません。

(1) 解除承認の要件を厳守する。

(2) 行為者、従業員等に解除承認の内容を説明し、解除承認内容を厳守することを周知徹底する。

(3) 解除承認の内容に変更が生じる場合は、速やかに消防署に連絡する。

(4) 防火管理者や解除承認された行為を行う場所の責任者は、解除承認内容が厳守されているかどうかを定期的を確認し、出火防止に努める。

8 解除承認の取消し

解除承認期間中であっても、解除承認の基準を守らなかったり、解除承認された行為を行っている場所から火災を発生させたりした場合などは、解除承認が取り消されることがあります。